

総務文教常任委員会要点記録

日 時	令和5年12月5日	開 会	10時00分	会議時間
		閉 会	15時00分	3時30分
場 所	委員会室			
出席者	小橋委員長、生本副委員長、市川委員、新岡委員、石井委員、太田委員、三上委員 傍聴議員：川股議員、柏野議員、宮議員、松島議員、矢野議員、小林議員			
説明者	副市長、教育長、総務部長、企画振興部長、企画振興部理事、教育部長 外35名	傍聴者数	1人	
事務局	議会事務局長、同次長、同スタッフ1名	記者	1人	

会 議 の 経 過 事 項

<p>小 橋 委 員 長</p> <p>新 岡 委 員</p>	<p>委員長が開会を告げ、傍聴の許可をし、議事日程について説明する。</p> <p>●日程1. 付託案件審査について</p> <p>(1) 議案第3号 恵庭市まちづくり基本条例の一部改正について</p> <p>新岡委員より会議規則第101条の規定により、修正案の提出がありましたので、これより修正案をお配りいたします。この件に関しまして、新岡委員より説明を願います。</p> <p>まちづくり基本条例の制定、施行から10年経ちました。具体的な課題が見えてきた中で、市民参加のもとに改正手続きを行うことは評価しています。その上で非常に重要な市民参加手続きにおいて、多様な市民が当事者としてまちづくりに参加できることを保証するために、次の条文を追加するものがあります。2枚目の新旧対照表を見ていただければわかると思いますが、第12条市民参加の推進に2項として次の一部を追加いたします。</p> <p>市は市民が年齢、障がいの有無、国籍等に関わりなく市民参画の機会を得ることができるよう努めますというものです。これまでも市民参加の手続きは行われてきているものの、例えば市民説明会やパブリックコメントにおいて、視覚・聴覚障がいのある方や外国人住民の方に対する配慮が十分に行われてきたかという点と足りない部分もあったのではないかと思います。一方で、言語などについて完全な通訳を全てできるかと考えると、現実的な問題もあるかと思います。そうしたことから、選挙権を持たない未成年者や近年増加が著しい技能実習生なども、市民としてまちづくりへの参加を保障するべく、努力義務として規定するものであります。慎重なご審議の上、ぜひ修正案に</p>
---------------------------------	--

市川委員	<p>ご賛同賜りますようお願いいたします。</p> <p>【質疑】</p> <p>確かに2項の追加事項については、新岡議員の言ったことはわかります。ただ、全体的なこの基本条例を見たときに、逆にこの項目を入れることによって、市民という部分が差別化されるのではないかという考え方も一部あります。また、条例の第2条定義(1)ですが、市民の定義の中に改正案により広く定義されています。そういう面では、列記された区分については全て含まれていると思います。今の段階で、この修正は必要はないという考え方がありますし、追加することにより、逆に差別することになるのではという懸念があります。この辺も、修正案に賛成できない理由です。それぞれ答えてもらいたいと思いますが、逆の差別化という部分をどう捉えるかもお答えしていただければと思います。</p>
新岡委員	<p>まず差別化の懸念という部分に関してですが、とりわけ今、私達のこの修正案の中の年齢、障がいの有無、国籍等この以外の市民に対しては、とりわけ参加しなくてもいいという解釈をされるのではないかという懸念なのでしょうか。であれば、もちろん市民という中に含まれるものですので、その差別化を全く意図するものではありません。その上で、以前のまちづくり基本条例、10年前につくられた時点からの社会情勢の変化を踏まえて、とりわけ配慮すべきであろうという部分を追加したという意図です。急遽、この修正案を出したことに関しては、私達の説明不足、準備期間の短さというところは反省しなければならないと思います。会派としても、今まで市民参画の推進条例の制定を含めて上程には至っていませんが、説明を申し上げてきたところです。私達のこの修正案の意図は、ある程度は皆様にお伝えできていたのかと思います。</p>
市川委員	<p>私は今の条例第2条の定義の中に、きちんと市民という部分がうたわれていますし、それを追加することが逆に市民全体の中での差別化になるという考え方があります。この辺が、私は今の改正案で広く定義されていると思います。確かに、新岡議員が言った通り、社会情勢変わってきています。5年前に見直したこの部分と、恵庭の外国人の人数も770人ぐらいになってきていますし、確かにそういう部分を入れなければならないことはわかりますが、まずは定義として、市民という部分を謳っていると了解し、今この段階で修正する必要はないという意見です。それぞれ議論がされてきました。市民の中の検討委員会などで議論をされ、検証報告を出されたということを含め、今回の修正については、賛成ができないという立場です。</p>
新岡委員	<p>市川委員が発言された通り、見直しに関しては市民によるワークショップでしっかり議論された結果だと私達も重く受け止めています。踏まえた上で、</p>

	<p>やはり一方で議会としては子ども未来議会、有権者ではない年齢層も含めて、市民意見を反映させようと取り組んできたところでもあります。そこについてさらに、まちづくり基本条例の中に盛り込みたいという意思もあります。外国人の件もそうです。そういったところもぜひ皆さん踏まえていただき検討していただければと思います。</p>
小橋委員長	<p>修正案の取り扱いに関し、可決か否決か順次発言願います。</p>
生本委員	<p>市川委員が述べたように、市民の定義に基づいて解釈に含まれているという点と、市民検討委員会にて議論され、検討されてきたという部分の2点の理由で否決でお願いいたします。</p>
太田委員	<p>採決し、可決でお願いします。私も、市民検討委員会ではこれまで十分議論はされてきたのではないかと思います。ただ、改めてこの年齢、障がい、国籍というところを考えたときに、子ども達、先日、日本の伝統文化体験というところで外国人の子たちと一緒に活動しましたが、常々彼らも発言の機会がないということを言っていました。市民の定義も地域もそうですが、かなり曖昧なところがあると思います。あえてこの文言を入れることが妥当かどうか判断が難しいとは思いますが、これまで参加することなく、市民検討委員会でも子どもたちや外国人が発言をする機会はなかったのではないかと思うので、私はあえてこの文言を入れるほうで、可決です。</p>
三上委員	<p>私は、今回の件に関しましては、第1条で市民というところの広義でまずは示されているところと、時代の変化という部分に関しては、条例をしっかりと考えていく必要があるとは思いますが、現段階では修正はしなくてもいいと考えておりますので、否決でお願いいたします。</p>
市川委員	<p>修正案につきましては、否決でお願いを申し上げます。以上です。</p>
石井委員	<p>否決でお願いします。理由は、先ほど市川委員も述べた通り、市民という言葉の中に、修正案として提案された2項に書かれている方々は含まれていると私も考えます。新岡委員の説明は確かによくわかることでした。しかしこれは、市民がまちづくりに参加できる場や機会を設け、参加しやすい環境づくりに努めなければなりませんということに対して不十分だという議論が必要なわけで、ここにこの文言を入れることは逆に誤解を生み、市民がというところにこの人たちが含まれていないという誤解をさらに大きくするものになると思いますので、否決でお願いいたします。</p>
小橋委員長	<p>ご意見が分かれました。したがって修正案につきましては、討論を省略してこれより採決に入りたいと思います。修正案について、可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
各委員	<p>(賛成の委員起立)</p>
小橋委員長	<p>起立少数であります。よって、修正案につきましては否決されました。</p>

	<p>【結果】 否決すべきもの</p>
小橋委員長	<p>それでは原案に戻り、議案第3号、恵庭市まちづくり基本条例の一部改正について、質疑に入ります。</p>
生本委員	<p>今回の一部改正についての内容ですが、市民参加の推進で、18ページと19ページにかけて、第13条と第14条の改正案の内容について、確認の意味でお聞きします。今回の見直し案は、社会的情勢の変化に伴い時代に合った内容での文言修正や追加が行われたと説明を受けました。</p> <p>① 第13条の現行のコミュニティに町内会という文言がプラスされました。その背景と考え方について伺います。</p> <p>② 第14条第4項に、町内会などの果たす役割が重要なので、市民は活動への参加に努め、という文言が追加されています。今までは市が取り組むべき姿勢を条例の中で示されている内容だったと思いますが、今回は市民も加わり、まちづくりにおける果たす役割について、町内会の活動の参加に努めるようにと条例の中に明確にうたわれている点に関して、このことは載せて大丈夫なのでしょうか。</p>
小山田企画課主幹	<p>① 第14条第3項のコミュニティについては、これまでも定義規定にありました。今回の改正の中で、地域コミュニティとコミュニティの違いがわかりにくいということで、文言の整理をしたところですが。地域コミュニティというのは、例えば町内会のような地域、地縁に基づいた団体、コミュニティというのは趣味などもっと広義の意味でのコミュニティ、そういった意味での違いがありましたが、前回の用語ですと、その区別がわかりにくいということで、今回はコミュニティと町内会などという区分を二つに分けて、14条に載せています。</p> <p>② まちづくり基本条例は、基本的に市民と議会と行政がお互いに情報を共有しながら、役割や責任を明らかにしていくという条例です。今回、町内会などなかなか今、担い手不足や加入率が低下しているなどの問題点も市民検討委員会の中では数多く寄せられてきました。そういったこともあり、市民は活動への参加に努めという文言を今回入れています。</p>
生本委員	<p>③ 今の説明は理解しましたが、町内会役員をずっと携わってきた中で感じる部分ですが、昨今、町内会への未加入世帯が増えている社会状況もあると思います。特に、若い世帯で新しく家を建て、地域に越してきたけれど、表札もなければ、町内会にも入らず、近隣との交流を避けている世帯も中にはいるという現状があります。そのような市民は、逆に条例に反してしまうということにならないかという懸念と、現実問題、あえて町内会活動に参加されない方もいます。ここの認識をどのように考えるのか伺います。</p>

小山田企画課主幹	<p>③ 町内会などは、特に協働のまちづくりを進めていく上でも、地域課題の解決に大きな役割を担っているところは、行政としても認識しています。また町内会組織全体が高齢化し、担い手が不足し加入率も低下している、そのあたりの悩みも会議の中で出てきています。こうしたことも含めて、人と人との繋がりをこれからも大切にしていくためには、町内会活動という基盤が大切だということを、周知活動も含めて、今回第14条5項として新設していますが、町内会活動に係る周知も、行政でも支援が必要であると考えていますので、市民としては努力義務でありますから、必ずしも強制して入らなければならないものではありません。自由意志のもとで町内会には加入することにはなりますけれども、積極的に町内会活動の大切さの周知については、支援していかなければならないと考えています。</p>
生 本 委 員	<p>町内会活動の参加を促すという意味、周知も含めて条例の中に盛り込んだということを理解いたしました。今後、行政からの町内会に対する支援をよろしくお願いします。</p>
新 岡 委 員	<p>① 資料19ページの第14条5項、町内会などの活動に関わる周知および財政の支援に努めなければなりません、改めて加わった部分かと思えます。この財政支援についての条文が盛り込まれた経緯、目的について伺います。</p>
小山田企画課主幹	<p>① これまでも、町内会活動への財政支援としては、大きなものとして実施活動交付金交付要綱に基づき自治活動交付金を初め、地域における青少年の健全育成、福祉活動、社会教育活動、その他の自主的な住民活動の助長を図るために、関係住民がこれらの活動の場に供するための会館の整備、維持管理のための補助金を交付してきたり、あるいは借上げや除却費用の補助、老朽化が進行している地域会館については外壁や屋根塗装などの維持補修など、あらゆる利便性を向上する改修を毎年度計画的に行っています。また、町内会が活動のために町内地区会館などを利用するためにも、使用料金を減免する措置も行ってきています。今後も、町内会などの活動が継続的かつ自律的に活動できるための環境づくりについては、今後も所管課、生活環境課が中心となると思えますが、それぞれの団体の実情や発展段階に応じて、支援ができるように財政的な支援を引き続き行う予定となっています。</p>
新 岡 委 員	<p>② 今の答弁では、従来もいろんな財政的な支援はあったということですが、この条文を盛り込むことにより、さらにその支援を強化していくという思いの表れなのか、再度質疑したいと思います。</p>
小山田企画課主幹	<p>② 先ほども自治活動交付金のお話をしましたが、担当所管である生活環境課においても、ただいま自治活動交付金の内容の見直しなどを、町内会アンケートの内容をもとにしながら、あり方を検討している最中です。今後も町内会連合会と協議を行い、新しい制度の再設計を含めて、仕組みを導入して</p>

	いきたいと聞いています。
小橋委員長	本案の取り扱いに関し、継続審査か採決か、採決の場合、可決か否決かも含め、順次発言願います。
石井委員	採決し、可決をお願いします。
市川委員	採決し、可決をお願いします。
三上委員	採決し、可決をお願いします。
太田委員	継続をお願いします。
新岡委員	採決し、可決をお願いします。
生本委員	採決し、可決をお願いします。
小橋委員長	ご意見が分かれました。したがって、本案については、討論を省略して、これより採決に入りたいと思います。本案につきまして、本日、採決することに賛成の委員の起立を求めます。
各委員	(賛成の委員起立)
小橋委員長	ご着席ください。起立多数であります。したがって、本日採決することに決定しました。ただいまから採決に入ります。お諮りいたします。本案について原案可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。
各委員	(賛成の委員起立)
小橋委員長	ご着席ください。全員起立であります。したがって、本案につきましては可決すべきものと決定いたしました。
	【結果】 可決すべきもの
	(2) 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市民会館、恵庭市島松公民館及び地区会館）
	【質疑】
新岡委員	① 前回の指定管理者選定時の仕様書から変更点は何かあるのか伺います。 ② 前回の管理費用参考額との比較では、どのようになっているのか、その原因についても伺います。 ③ 事業者からの提案で評価された特筆すべき取組について伺います。
堀越教育施設課長	① A E Dの全館設置や地区会館の樹木の管理等の変更を行っております。 ② 今回の指定管理参考額については、前回の約1.15倍になっています。上がった要因は人件費や燃料費の高騰、それに伴って上がる委託費の高騰が主な要因となっています。 ③ 網戸の設置や軽量タイプのテーブル導入の検討、一部の会館にW i - F i等の導入の提案を受けています。

新岡委員	<p>④ ①業務を実施するにあたっての注意事項が仕様書の中に盛り込まれています。公の施設であることを常に念頭に置いて公平な運営を行うということとし、特定の個人団体等に有利、あるいは不利になる運営をしないこととあります。運用で対応するのではなく明確なルールがあるのか伺います。</p> <p>⑤ ①仕様書に関し、選定にあたって、令和6年度末から予定されている市民会館の耐震改修工事があり、利用できない期間があるということです。その期間の利用者への対応など、その用意が事業者から提案があったということですが、具体的にどのような対応の提案があったか伺います。</p> <p>⑥ ③管理費用の部分、4年度のモニタリング会議の資料の中で、市民アンケートでは改善要望も出されています。例えば、利用時間を時間貸しにしてほしいとか、暖房利用、11月になっているけれども寒いときには柔軟に対応してほしいという要望もありました。そこへの改善提案があったか伺います。</p> <p>⑦ ②令和4年度のモニタリング会議における会議で、更なる自主事業の実施、光熱費の削減にも期待したいというコメントがありました。この点における事業者からの具体的な提案があったのか伺います。</p>
堀越教育施設課長	<p>④ 近年多くの業種があり、減免についても非営利・営利の判断が難しい事案も散見されますが、基本的には市の条例の減免基準に基づき、市民会館・会館については統一見解としております。</p> <p>⑤ 過去の改修工事に対応した経験を生かし、早めの周知や各会館への利用推進等を考えていると受けております。</p> <p>⑥ 暖房等の対応については、現在も柔軟に対応しているところであり、時間貸し等については、改修事業で市民会館の利用形態も多少変更がありますので、次年度より利用者アンケート等を開始し、改修終了後、年度協定で対応できるかも含め検討して参りたいと思います。</p> <p>⑦ 現在も行っていることですが、高圧受電施設での排出ガス等を考慮した事業者との契約やデマンド監視装置の利用による契約電力の抑制、個々や会館単位での節電等の取組等が考えられ提案されています。</p>
新岡委員	<p>⑧ 公平な運営の部分ですが、条例で減免の要件について規定し、それに沿ってやっているというお話でしたが、例えば今までも参加料などお金を徴収する団体に対しても、材料費など必要経費については考慮して、その上で非営利とする運用がなされているというケースを見聞きしています。そういった判断は、今まで運用の中でなされているものと思います。例えば条例の施行規則の中でしっかりルールとして、そういった今まで運用してきた部分を明文化する取組が必要だと思いますが、そこについてのお考えを伺います。</p> <p>⑨ 光熱水費についての取組は、事業者から提案されていると今お聞きして、わかりました。そこへの取組について、モニタリングする仕組み、取組はどういう形になっているのか、お伺いします。</p>

堀越教育施設課長	<p>市民アンケートの改善要望に対しての今後の対応、現在の対応については理解いたしましたので、それについての答弁はおりません。</p> <p>⑧ 難しいものに関しては、指定管理者から我々に相談が来て対応していますが、特に先ほどのような営利・非営利の話については、今の市民会館の条例に基づいて、それを逸脱するようなものは近年相談は来ておらず、そういった規定については対応できていると感じています。</p> <p>⑨ 月1回の指定管理者との定期報告を基に、市の内部の関係所管に報告しているところであります。</p>
<p>小橋委員長 三上委員 市川委員 石井委員 生本委員 新岡委員 太田委員 小橋委員長</p>	<p>継続審査か採決か、採決の場合、可決か否決かも含め、順次発言願います。</p> <p>採決し、可決をお願いします。</p> <p>採決し、可決をお願いします。</p> <p>採決し、可決をお願いします。</p> <p>採決し、可決をお願いします。</p> <p>採決し、可決をお願いします。</p> <p>採決し、可決をお願いします。</p> <p>採決し、可決をお願いします。</p> <p>それでは、全員が本案を採決し、原案可決すべきとの意見でございます。お諮りいたします。本案については、討論を省略して、原案を可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員 小橋委員長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>【結果】</p> <p>可決すべきもの</p>
<p>新岡委員 黒氏社会教育課長</p>	<p>(3) 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について(夢創館)</p> <p>【質疑】</p> <p>① 前回の指定管理選定時の仕様書からの変更点があれば伺います。</p> <p>② 前回の管理費用参考額との比較ではどのようになっているのか、その原因についても伺います。</p> <p>③ 事業者からの提案で評価すべき特筆すべき点があれば伺います。</p> <p>① 前回の仕様書からの変更点は大きな点として、文化建設事業周知業務仕様書が追加されているところです。</p> <p>② 前回の参考額は3,777万6,000円、年当たり約755万5,000円を平均としております。今回の参考額は5,438万円、年当たりは1年1,087万6,000円を平均としており、332万1,000円の増加と</p>

<p>新岡委員</p>	<p>なっております。参考額を増やした主な原因は、仕様書の変更や人件費の上昇を見込んだこと、燃料費を含む物価の上昇を受け、管理費用が全体的に上昇したこと、前回の積算の中にはホームページ作成費などの委託費がなかったが、今回は積算の中に組み入れたことなどから、参考額が増加したものとなっています。</p> <p>③ これまでも行われていたところではありますが、自主事業による喫茶店の経営が人々の交流の場づくりになっていること、またその収益で多彩な自主文化事業や地元芸術家の支援事業を実施すること、百歳体操など地域の保健の増進などに繋がっている活動を行うことなどが評価されたものです。</p> <p>④ ①②は理解しました。③仕様書の中で文化の部分の周知事業を仕様書に盛り込んだのが大きな違いかと思えます。事業者への市の期待も大きいと思いますが、そこについて事業者から何か取り組むべき点、取組が提示されたのかについて伺います。</p>
<p>黒氏社会教育課長</p>	<p>④ 文化芸術事業周知業務では、夢創館で行われる文化事業のほかにも、恵庭市内全域で行われる文化芸術事業の情報を収集し、夢創館のホームページやSNS、デジタルサイネージ、紙媒体などを通して広く周知するものとしていました。事業者の方からは特別な提案がございませんで、今後市と協議して改善を図っていききたいといった内容の提案が上がったところですが、</p>
<p>新岡委員</p>	<p>わかりました。事業者からの具体的な提案はなかったということですが、市側からのその事業者への期待というのもそこにあると思いますので、ぜひ今後さらに協力した上で、その部分の役割を果たしていただくように働きかけていっていただきたいと思えます。これについては答弁よろしいです。</p>
<p>小橋委員長 生本委員 新岡委員 太田委員 三上委員 市川委員 石井委員</p>	<p>継続審査か、採決か、採決の場合、可決か否決かも含め順次発言願います。</p> <p>採決し、可決でお願いします。</p> <p>採決し、可決でお願いします。</p> <p>採決し、可決でお願いします。</p> <p>採決し、可決でお願いします。</p> <p>採決し、可決でお願いします。</p> <p>採決し、可決でお願いします。</p>
<p>小橋委員長</p>	<p>全員が本案を採決し、原案可決すべきとの意見でございます。本案については討論を省略して、本案は可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>【結果】</p> <p>可決すべきもの</p> <p>(4) 陳情第4号 女性差別撤廃条例選択議定書の速やかな批准を求める意見</p>

書の提出を求める陳情書	
小橋委員長	本陳情は陳情代表者から令和5年11月20日付で、諸般の事情により、取り下げしたい旨の申し出がありました。したがって、これを承認することにご異議ございませんか。
各委員	（「異議なし」の声あり）
小橋委員長	ご異議なしと認め、委員会はこれを承認することに決定いたしました。
	<p>【結果】</p> <p>取下げ承認</p> <p>(5) 陳情第8号 国の責任による少人数学級の更なる前進を求める陳情書</p> <p>【質疑】</p>
三上委員	① 国の責任による少人数学級の更なる前進を求めるところで、本市における少人数学級はどのように編成されているのか伺います。
佐々木教育総務課長	① 道教委において、小学校の全学年に35人以下の少人数学級編制を国に先行し、道独自で実施しており、本市も、今年度については小学校5年生まで、来年度は、小学校の全ての学年において35人以下の少人数学級となる予定となっています。中学校は1年生が35人以下の少人数学級となっています。
三上委員	② 少人数学級の編成についてはわかりました。陳情者は20人程度の学級についても言及していますが、実現するにはどのような方策が必要か伺います。
佐々木教育総務課長	② 国及び道は、35人の少人数学級を目指しているところですが、20人程度の学級にするには、まず教職員の大幅な増員が必要となり人件費の増になることと、35人学級を20人学級にすると、単純に1.75倍の教室数が必要になり、増改築等、学校設備についても多額の費用が想定予想されることから、実現については非常に難しいのではないかと考えています。
小橋委員長	継続審査か採決か。採決の場合、採択か不採択かも含め順次発言願います。
石井委員	採決し、不採択でお願いします。理由は、少人数学級の実現に向けて動いてるところで、35人学級の早期実現という部分で動いており、20人程度の学級は時期尚早かと思います。
市川委員	採決し不採択でお願いします。今までも35人学級の目標を持って、恵庭市としては進めています。一気に20人学級というのは、到底今の状況ではできないと思っており、今小学校、中学校と段階を踏んで35人学級を達成することが必要と思っています。
三上委員	採決し、不採択でお願いします。現段階で20人程度学級に関しては、難しいのではないかと伺います。

太田委員	採決し、不採択をお願いします。子どもたちの学習環境の整備はとても重要なことだと捉えてはいますが、実際に道教委の教員採用試験も10年前の3分の1になっている状況の中で、お答えがあった状況で、どう変えていくという現実性が見えなかったのと、この陳情書にある中学校・高校全学年での少人数学級の実現は、圧倒的多数の父母と保護者と教職員、地域住民の強い願いと書かれていますが、私もPTAに携わっていますが、PTAで今一番求めているのはここではないという実感があり、そう考えます。
新岡委員	採決し、採択をお願いします。理由は、内容の中で20人程度の学級という数字は出ていますが、必ずしもこの陳情が求めるところはそのではないと私は読み取っています。求めていることは、やはり少人数学級をさらに進めてほしいという思いであると解します。やはり少人数学級が子どもに与える教育の質を高めることに繋がると思います。
生本委員	採決し不採択をお願いいたします。少人数学級を目指すことに対しては、大変必要な取組と思いますが、そのためには教職員の数を大幅に増やすこととなり、人件費が増えることとなります。財源に関わることでもありますので、現実問題厳しいのではないかと思います。
小橋委員長	全員のご意見が、採決でございます。したがって、本案については、討論を省略して、これより採決に入りたいと思います。本案について採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。
各委員	(賛成者起立)
小橋委員長	起立少数であります。したがって、本案については不採択とすべきものと決定いたしました。
	<p>【結果】</p> <p>不採択とすべきもの</p>
	(6) 陳情第9号 国の責任で教職員未配置問題の改善を求める陳情書
	【質疑】
生本委員	① 恵庭市における教員の未配置、欠員の状況はどうか。また、陳情内容に出てくる総額裁量制とはどういうことなのか伺います。
佐々木教育総務課長	① 本市においては、未配置という状況はありませんが、10月1日現在で、正規職員のうち3名は欠員になっています。総額裁量制については、教職員の給与水準と定数の弾力化を目的としたものであり、教職員数を自由に決定できるもので国庫負担の範囲内で増員加配できる制度です。
生本委員	② 欠教員の欠員はどのように補充されるのか伺います。
佐々木教育総務課長	② 欠員については、基本的には期限付き教員という形で採用しているものや、病休とかで期限が短い場合は、時間外講師という形で雇用しています。

生 本 委 員	③ この陳情者が言う教員未配置問題の抜本的改善について、どのように捉えているか伺います。
佐々木教育総務課長	③ 確かに本市においても、年度途中に一時的に欠員となっている教職員がおりますが、陳情者の言う正規で配置すべき教職員が、臨時的任用や非常勤講師に置き換えされているということではなく、正規職員が配置されるところをやむを得ず期限付き教員で対応しているということです。
新 岡 委 員	① 現在のところ正規の教職員3人欠員のところを、期限付きの教員や時間外講師で賄っているというお話ですが、正規の教職員に代わってこういった代替員によって教育が提供されてるというところで、子どもへの影響など、考えられるものについて伺います。
佐々木教育総務課長	① 確かに正規職員ではなく、期限付教員での対応ですけども、期限付きと申しても教員ですので、教職としてそれなりに教鞭を執っていただいているものと思っています。
新 岡 委 員	② それによる子どもへの影響はないと考えてよろしいでしょうか。
佐々木教育総務課長	② 身分は違えど教職として勤めていただいておりますので、それによる子どもたちの影響はないのではないかと推測しています。
小 橋 委 員 長	継続審査か採決か。採決の場合、採択か不採択かも含め順次発言願います。
三 上 委 員	採決し、不採択をお願いします。
市 川 委 員	採決し、不採択をお願いします。
石 井 委 員	採決し、不採択をお願いします。
生 本 委 員	結論は、採決し不採択をお願いいたします。理由は、先ほどの質疑の中で、正職員が配置されるべきところをやむを得ず期限付教員または時間外講師で対応しているという部分と、陳情内容に教職離れを加速させているという記述がありますが、未配置問題が解消されないことが理由とは私は思えないので、疑問に感じる部分もあるためです。
新 岡 委 員	採決し、採択をお願いします。理由は、やはり教員不足は全国的な広がりを見せています。恵庭市においては幸いにも未配置という状況はないと伺いましたが、いつ恵庭にもこういった問題が起こるとも限らない、本当に重要な問題だと思っていますので、この陳情に関しては採択をお願いいたします。
太 田 委 員	採決し不採択をお願いします。この陳情書にある学校現場の多忙化、長時間過密労働などが解消されないために教職離れを加速させているという点が理由ではないと考えます。
小 橋 委 員 長	本案については討論を省略して、これより採決に入りたいと思います。本案について、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。
各 委 員	(賛成者起立)

小橋委員長	<p>起立少数であります。したがいまして、本案については、不採択とすべきものと決定いたしました。</p> <p>【結果】 不採択とすべきもの</p> <p style="text-align: center;">11時05分 休憩</p> <p style="text-align: center;">11時15分 再開</p> <p>(7) 陳情第10号 特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める陳情書</p> <p>【質疑】</p>
石井委員	<p>① 陳情者は特別支援学校建設の国庫補助の引き上げを求めています。教室不足等を解消するため、地方財政が厳しいために学校設置は困難という陳情の趣旨が書かれています。本市の場合、国庫補助の引き上げに対してどのような影響等あるのか伺います。</p> <p>② 陳情趣旨に、8人の子どもを1人で担任することは負担が大きいということが書かれています。本市の現状はどのようになっていますか。</p>
佐々木教育総務課長	<p>① 今回の陳情は、特別支援学校建設のための国庫補助率の引き上げを求めているものですが、本市については特別支援学校の設置については特段予定しておりませんので、影響はないと考えています。</p> <p>② 本年10月1日現在で、本市における特別支援学級に在籍する児童生徒は220人に対し、特別支援を担当する教職員は70名で、約3.1人に1人の割合で教職員配置がされています。なお、道が定める小学校及び中学校の県費負担教職員定数配置基準により、特別支援学級における教職員の加配があり、中学校においては2クラス以上で1名の加配があり、クラス数に1名の加配がつくことになっています。また肢体不自由者、自閉症、情緒障がいまたは知的障がい者で編成する特別支援学級の規模が、1学級で生徒数は7人以上の学校は、さらに1名の加配があり、本市は陳情者が言うような状況にはなっていません。</p>
石井委員	<p>③ ①陳情者は特別支援学校建設のための国庫補助率を3分の2へ引き上げることを求められていますけれども、さらに国は特別支援学級の建設を推奨しているところです。本市においての考えを改めて伺います。</p>
佐々木教育総務課長	<p>③ 文科省は、特別支援学級・学校の在籍者数増加による教室不足を解消するため、令和2年度から6年度までを集中取組期間として特別支援学校の新築や増築を始め、他の学校の空き教室などを特別支援学級の教室として確保することを推進しているのは事実です。特別支援学校の設置については特段予</p>

	<p>定はなく、この陳情の中身については、本市は影響はありません。</p>
小橋委員長 石井委員	<p>継続審査か採決か、採決の場合、採択か不採択かも含め順次発言願います。</p>
	<p>採決し、不採択でお願いします。在籍数の増加に見合った学校建設が進んでないという陳情ですが、北海道は、平成24年度の学校数63校に対して、令和4年度の学校数74校と、10年間で1.2倍に増加しています。また在学者数は、10年前の平成24年度には5,223人に対して、令和4年度の在籍数が約1.2倍になっており、学校建設が生徒数に応じて増加している現状にあると認識しています。また、8人の子どもを1人で担任する負担について陳情されていますが、こちらも現状に合っていないと判断しました。</p>
市川委員	<p>採決し、不採択でお願いします。学校建設の部分と一方では学級の部分の両方での今回の陳情であります。恵庭市として今学級の部分で整理をしていると確認させていただきました。そういう面で今記述にある建設のための3分の2に引き上げる部分は、私どもとしてはないと思っています。さらに、学級の編制の標準を改善するということですが、答弁にあった通り、加配を設けながら進めているということですので、採決し、不採択でお願いします。</p>
三上委員	<p>採決し、不採択でお願いいたします。市で進めている部分で問題ないと思います。</p>
太田委員	<p>採決し、不採択でお願いします。今回の陳情書の、国の責任でとあり、道内で十分取組が進んでいるのと、恵庭市でも実際に子どもが3.1に対して1人という学級編成であることから、恵庭市としてこれを求めることが必要であると思えなかったもので、そのようにお願いします。</p>
新岡委員	<p>採決し、採択でお願いします。恵庭市の状況においては、3.1人に対し1人の教員で、環境的には改善の必要は今のところはないと思いますが、特別な支援を求める子どもに対する教育環境は、基本的にはやはり国が責任をもって行うべきだと思っています。財政的な部分も含めて、やはり地方自治体にそれを委ねる形は適切ではないと思いますので、採決し採択でお願いします。</p>
生本委員	<p>採決し、不採択でお願いいたします。理由は、昨今の特別支援学級の児童生徒数が増加している現状は、陳情内容に書かれてある通りだと思いますし、問題視すべき点という部分では認識していますが、しかしながら、その解決策を学校建設のために国庫補助率を3分の2に引き下げることや、学級編制標準を改善することに求めるのには、教室の数が増えたり人の配置が必要となってきますので、なかなか厳しいと感じます。</p>
小橋委員長	<p>全員のご意見が採決でございます。本案については討論を省略し、採決に入りたいと思います。本案について、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
各委員	<p>(賛成者起立)</p>

小橋委員長	<p>起立少数であります。本案については不採択とすべきものと決定いたしました。</p> <p>【結果】 不採択とすべきもの</p> <p>(8) 陳情第11号 学校給食の無償化を求める意見書の提出を求める陳情書について</p> <p>【質疑】 なし</p>
<p>小橋委員長</p> <p>生本委員</p> <p>新岡委員</p> <p>太田委員</p> <p>三上委員</p> <p>市川委員</p> <p>石井委員</p> <p>小橋委員長</p>	<p>継続審査か、採決か、採決の場合、採択か不採択かも含めて順次発言願います。</p> <p>採決し、採択をお願いします。</p> <p>採決し、採択をお願いします。</p> <p>採決し、採択をお願いします。</p> <p>採決し、採択をお願いします。</p> <p>採決し、採択をお願いします。</p> <p>採決し、採択をお願いします。</p> <p>採決し、採択をお願いします。</p> <p>それでは全員が本案を採決し、採択すべきものとの意見でございます。したがって、本案については採択すべきものと決定いたしました。</p> <p>【結果】 採択すべきもの</p>
<p>明石職員課主幹</p> <p>谷口危機管理参与</p> <p>大島情報政策課長</p>	<p>●日程2. 所管事務調査について</p> <p>1) 報告事項 事故発生(処理)報告について 資料説明 事故等発生(処理)報告書</p> <p>【質疑】 なし</p> <p>●日程2. 所管事務調査について終了</p> <p>●日程3. 総務部関連</p> <p>1) 報告事項</p> <p>資料説明① 令和5年度恵庭市総合防災訓練の実施成果について(中間報告)</p> <p>資料説明② 自治体情報システムの標準化・共通化について</p>

【質疑】

なし

2) その他所管事務調査について

【質疑】

太田委員

① 市民委員をしていたときも現在も、私のところにいろいろなはがき・封筒等届くのですが、それが切手や料金後納であったりばらばらという印象があります。大量の葉書や書類を郵送するときは、料金後納が便利なのだろうと考えていましたが、料金後納や切手を貼るなどの基準や条件などがあれば教えていただきたいと思います。

北田総務課長

① 返信用のはがき・封筒の切手と後納の違いですが、例えば、封筒に切手を貼り同封し、返信用として使っていただく形で行います。そこに切手を貼らずに、郵便局に申請し使用した分だけ後から請求になるのが後納というイメージです。受取人払いは、基本料金プラス20円で、実際、単価だけで見ると、切手が84円、プラス20円費用がかかるのが後納となります。切手を貼った場合のデメリットとしては、既に切手を先に全て買って貼り付けているので、100%返信として戻ってくる場合は、確実に切手のほうが安くなります。それが使われなかった場合、受取人払いは郵便料金の請求は来ません。利用するメリットとしては、返信率が高いものに関しては切手を貼って、逆に返信率の低いものは受取人払いが有利になります。行事の案内などは返信率が高いため切手を使い、アンケートなど不特定多数の方に広く行い回収率が高く見込めないものなどは受取人払いを使うというように、それぞれ判断している状況です。

太田委員

② 料金後納受取人払いについて、単純にプラス20円になることも知りませんでした。同じ種類の郵便物を出したら、それが少し割引になるのかと単純に考えていて、切手よりもそちらを使った方がいいかと思いましたが、返信率などを考えて行っていることがよく分かりました。書類発送業務はやはり件数が多い場合は、すごく職員にとっても負担になることがあるかと思うので、負担がなるべくなくなるような効率化できる作業をしていただければと思います。

●日程3. 総務部関連終了

11時51分 休憩

13時00分 再開

<p>早川企画課長</p> <p>西岡まちづくり推進課長</p> <p>伊藤まちづくり推進課主幹</p> <p>井上まちづくり整備課長</p>	<p>●日程4. 企画振興部関連</p> <p>1) 報告事項</p> <p>資料説明③ 第5期恵庭市総合計画第4次実施計画(素案)について</p> <p>資料説明④ 第3期恵庭市総合戦略(素案)について</p> <p>資料説明⑤ 恵庭リサーチ・ビジネスパーク(株)の今後のあり方について</p> <p>資料説明⑥ 恵庭市住宅等開発行為に関する指導要綱の改正について</p> <p>資料説明⑦ 新市街地の可能性検討について</p> <p>資料説明⑧ 住生活基本計画推進モデル事業(セーフティネット住宅施策)の中間報告について</p> <p>資料説明⑨ 恵庭市営住宅恵央団地PFI建替事業優先交渉権者の決定について</p> <p>資料説明⑩ 柏陽地区複合施設整備基本構想(案)について</p>
<p>石井委員</p>	<p>【質疑】</p> <p>① 資料⑤先日の一般質問で、図書館の大規模改修について質問させていただきましたが、RBパークセンタービルが図書館のすぐそばにあるということで、図書館との関係性が非常に重要であると感じています。今後のあり方を検討するにあたり、何がどう変わるかはまだ未知数と思いますが、図書館や恵み野中央公園の改修・再整備が計画されて進行している今、それらとの関連付けをすることが重要だと考えます。ご所見を伺います。</p>
<p>早川企画課長</p>	<p>① RBパークの見直しについては、恵庭市としては株式会社であるRBパークに出資しているという立場ですが、RBパーク自体で見直しを始めていくということですので、図書館や恵み野中央公園などの改修・再整備とはまた違うきっかけでRBパークの見直しを行っており、その部分を今回報告させていただきましたものです。</p>
<p>大槻企画振興部長</p>	<p>① 補足ですが、先般の一般質問で図書館のそばにあるRBパークの関係性が重要ということでした。推測しますと、例えば図書館が閉まっている間にRBパークでそういった図書館として活用できるのかなどが考えられるところですが、今回のRBパークの見直しについては、先ほど課長が申しました通りのことですので、そういったところに影響はないと思われます。</p>
<p>石井委員</p>	<p>② 利用のされ方、図書館との関連付け方もあわせて考えていただきたいという話を話したかったのですが、今回のこのあり方については直接的にはその部分と関係のないところですが、図書館の改修に当たって、図書館の建物の規模では収まりきらないようなものがあつた場合、RBパークなら今の機能を活かして、また図書館の開館時・閉館時に関わらずできることとの関連づけは、私はとても重要だと考えていますので、その点をどうか考慮いただ</p>

早川企画課長	<p>き、入れていただければと思います。このRBパークの今後のあり方検討についてのスケジュールの計画などがありましたら、お聞かせください。</p> <p>② RBパークで経営改善等の見直し検討を始めていくところではありますが、これについてはいつまでというのは、まだ具体的にはないと思います。方向性がまず出され、出された後もRBパークとしては、例えば株主との調整や株主総会等の手順を踏む動きになるとと思いますので、具体的にいつまでというのは現段階ではまだ未定です。</p>
三上委員	<p>① 資料⑦、検討の概要に、経済部が実施中の企業立地調査と並行してという形で記載がありますが、所管が違うので、お答えできる範囲でいいのですが、動向調査は現時点で回答状況がどのような形になっているか、もし分かれば教えていただければと思います。</p> <p>② 市街化のところも含めてどれぐらいの進捗あるのか伺います。</p>
伊藤まちづくり推進課主幹	<p>① 経済部の調査は所管ではありませんが、伺っているところでは12月7日の常任委員会で現況報告するというので、それ以上のことは分かりません。</p> <p>② これから着手するというので、これからいろいろと進めることを考えていきたいというぐらいのレベルです。</p>
三上委員	<p>③ これからということでしたので、他市がもう割と情報が出ている部分もあり、そこに対してちょっと遅れているという印象があったので質問させていただきましたが、立地動向調査を出揃ってまとめていくのは、令和5年度、6年度のスケジュールのどの辺に入ってくるのか、もし分かれば伺います。</p>
伊藤まちづくり推進課主幹	<p>③ 経済部からは、年度内をめどにと伺っていますが、その結果を待ってから動くということでは遅いと考えています。今の段階でまずできることとして、現状の土地の使い方であるとか、あるいはスケジュール案の令和5年度のところにありますが、大まかな適地の選定、あるいは実際今、土地を所有されてる方の動向であるとか、あるいは民間の開発を希望される事業者などの意向を聞く形で並行して進めるイメージです。そういった調査をしておけば、例えば令和6年度のスタート段階で、実際に進出したい企業の意向や面積規模、業種などがわかったとき、それを踏まえてより具体的な検討ができるのではないかとイメージで考えています。</p>
新岡委員	<p>① 資料④、今までの総合戦略の選定手法と今回の違いがあれば伺います。</p> <p>② その手法を変えた目的、理由についても伺います。</p> <p>③ 資料⑤、経営改善が必要となってきたため見直しが必要ということでした。経営状況の悪化と予想しますが、具体的にどのような状況か伺います。</p> <p>④ そのことで、現時点で恵庭市にどのような影響が及んでいるか伺います。</p> <p>⑤ 資料⑥、指導要綱は、本市の特質を生かした適正な宅地等開発を推進するた</p>

	<p>めのガイドラインで、本市の特質とはどういうことなのか伺います。</p> <p>⑥ 資料⑧、2ページ目の中間報告の中で、制度運用に向けての課題がまとめられています。基本的にセーフティネット住宅は国の事業ですが、市として取り組むべきことがどういうものなのか、具体的に市として取り組むべき課題はどのように捉えているか伺います。</p> <p>⑦ 資料⑨、中層棟というのはエレベーターがあるか伺います。</p> <p>⑧ 提案宅地は一般住宅として売り出す、販売するというところでよろしいのか伺います。</p>
早川企画課長	<p>① 今回は庁内で特に若手の職員の柔軟な発想とアイデアを生かしたく、若手職員によるプロジェクトチームを編成して、そこで横断的政策を議論した内容を踏まえて総合戦略を策定するというのが、前回との違いです。</p> <p>② 総合戦略については、平成27年に一番初めのものを策定しましたが、策定以降、小磯ゼミやポストコロナのまちづくり戦略など、小磯先生の勉強会や事業提案などの政策研究を、特に若手職員の参加により開催してきたという経緯があります。今回の第3期の策定に当たっても、本市の地方創生に関し、若手職員の発想に期待するところと、アイデアを総合戦略に反映させるため、今回プロジェクトチームで検討することとしたという経緯です。</p> <p>③ 経営については、現在、RBパークは新型コロナウイルス関連事業等の受託などにより、令和4年度の決算において累積の欠損を解消したところです。ただコロナ関連事業は令和5年度で終了する予定ということや、今後、請負業務の縮小、社員の高齢化による人件費高止まり等の状況を見て、経営的に厳しくなることも想定されるという状況です。</p> <p>④ RBパークの事業は、令和5年度で終了する事業もありますが、それらを除いて現在実施している事業は継続して今後も実施していく予定ですので、今のところ恵庭市には直接的な影響というのではないと考えています。</p>
西岡まちづくり推進課長	<p>⑤ 北海道の開発行為の手引き、指導要綱のようなものですが、そちらでは1宅地の敷地面積を200平方メートルから300平方メートルを標準とし、最小の敷地規模を165平方メートルを下回らないこととしており、そちらが北海道の基準となっており、本市の指導要綱においては、1宅地の敷地内に冬場排雪スペースや車の駐車スペース、あと庭を造るためのスペースを設けるために、今現在の指導要綱にて、1宅地の敷地面積をおおむね230平方メートルにしており、そちらが本市の特性であると考えています。</p>
井上まちづくり整備課長	<p>⑥ セーフティネット住宅について、本年策定した恵庭市住生活基本計画の中では今後公営住宅は縮小されていく中、それをどのような形で補っていくかというところで、新たな公的支援住宅の一つ、セーフティネットの専用住宅として位置づけられています。専用住宅をどのような形で推進していくかについては、今後恵庭市については、セーフティネット住宅の登録はあります</p>

新岡委員	<p>が、専用住宅についてはゼロ件でありますので、どのような形で登録を推進していくかというところが一つの課題であると捉えています。</p> <p>⑦ エレベーターはある提案となっています。</p> <p>⑧ 市が要求しているのが、戸建て住宅用地を要求していたもので、事業者からの提案も戸建て住宅用地といった形で提案を受けています。</p> <p>⑨ ①理由や目的についてはわかりました。具体的に、総合戦略という形になったときには基本目標と横断的展開施策の概念図が今回資料の中でありますが、その基本目標と概念図がどう展開していくのか、その関連性がなかなかイメージが付きません。そこについて、どのように実際の計画に落とし込まれていくのか、できるだけ分かりやすく説明していただければと思います。</p> <p>⑩ ③についてはわかりました。④については、今のところ事務委託している部分に関しては継続していくので恵庭市としての影響はないというお答えでした。今後、見直しが計られたときに起こりうる恵庭市に対する影響を、今現時点で考えられるものがあれば伺います。</p> <p>⑪ ⑤先ほど本市の特質に関して、道の基準も例に挙げながらご説明いただきましたが、具体的に市の特質、ここが恵庭市に進むために守らなければならない特質が少しイメージしづらかったのですが、そこについてさらに答弁いただければと思います。</p> <p>⑫ ⑥市として今後取り組むべき課題は、専用住宅の推進だということでは理解できました。この専用住宅の推進をしていくときに、どういった取組を市としては具体的にどう進めていくべきだと考えているのか、専用住宅を所有者の方に進めていただくのは難しいことと思いますが、できる限りの手は打たなければならないと思うので、そこについての考えを伺います。</p> <p>⑬ ⑧提案宅地として一般住宅で売り出される部分ですが、ここの宅地面積はどれぐらいになって、1区画の面積はどれぐらいあるのか伺います。</p>
早川企画課長	<p>⑨ ⑨ 現行の第2期戦略でも4つの基本目標がございます。第3期についても、その基本目標を設定した中に、今回の概念図に載っている具体的な事業たくさんありますが、これをそれぞれの目標に関連するところに落とし込んでいく、第2期で言えば基本目標の四つの中に、施策として20に分類して、その中に関連するところを一つ一つを落とし込んで参りましたが、今回も基本目標を設定して、そこに内容をそれぞれ具体的な施策として位置付けた上で素案を策定していくという進め方です。</p> <p>⑩ RBパークについて今後起こりうる影響ですが、直接的な影響は今のところないと考えているという答弁をさせていただきましたが、恵庭市としてはRBパークに出資している立場です。大株主として、経営状況が悪化しないようにチェックをしており、恵庭市にとっても、RBパークは産業支援育成など地域貢献という役割を担っていることから、市としても、RBパークの今</p>

<p>西岡まちづくり推進課長</p>	<p>後のあり方を受けて、位置づけについて今までもリサーチコアというところから設定目的があり、その役割が変わり新たな事業に変わってきている部分があります。そういうあり方を受けて市としても、総計の位置づけを考えるなど、そういう検討をしていくのが影響というか、今後の市としてのスタンスです。</p>
<p>井上まちづくり整備課長</p>	<p>⑪ 先ほど冬場の雪対策と車の駐車スペースと、ガーデニングなどゆとりのある庭スペースが確保しやすい敷地面積等をといったことで、北海道の基準の165平方メートルを上回る約230平方メートルで、今回様々な理由によってこちらを200平方メートルには緩和しますが、比較的広い敷地として一応開発をしてほしいといったことです。</p> <p>⑬ 今回提案のありましたのは、現行の開発指導要綱、230平米以上、70坪以上の宅地面積を計画していきたいと提案があったところです。</p> <p>⑫ セーフティネット住宅は、空き家となっている民間賃貸住宅を解消するために、高齢者、障がいをお持ちの方、母子世帯の方、こういった方の入居を拒まず、誰でも入居してしてもらい活用していきましょうという国土交通省の住宅施策です。セーフティネット住宅の登録制度を設け、登録によって改修費の融資、補助、家賃の低廉化の補助など経済的な支援を受けられる制度です。推進していただくために、今回アンケート、ヒアリングを行い、メリットについても話しましたが、専用住宅の入居については、高齢者、障がいをお持ちの方でなければ入れないという決まり事があるため、一般の世帯の方々が入りたいと言ったとしても、専用住宅登録したところには入れません。また、専用住宅の改修費補助を受けられるといったメリットはありますが、専用住宅を10年間管理となると、もしかしたら10年間空き家のままとなり、投資しても家賃が入らないというデメリットがあるので、あまりメリットは感じていないというのが今回のヒアリングでも分かりました。そうしたことから、セーフティネット住宅は、今回のアンケートやヒアリングではなかなか推進できるものが出てこなかったため、そこを解消していくのが、今後必要なことと考えます。またヒアリングをした中でも、住宅確保要配慮者への支援は住宅だけの問題ではなく、住宅相談窓口であったり福祉部局の連携などが、今後この事業を進める上では必要と考えています。</p>
<p>新 岡 委 員</p>	<p>⑭ ⑨総合戦略については分かりました。今後、恵庭創生懇談会などで数値目標ですとかKPIの設定などが決まっていくと思います。実効性のある目標をKPIの設定というところで、しっかり取り組んでいただきたいと思います。そこについて何か所見があれば伺います。</p> <p>⑮ ⑩今後の影響については恵庭市としても、各種委託をしている事業もあることも含め、今後総合計画にも関わってくることもあると思います。慎重に影響を考慮しながら検討していただきたいと思います。答弁よろしいです。</p>

	<p>⑩ ⑪本市の特性・特質に関しては、やはりガーデニングのまちということもあると思います。ゆとりのある庭スペース、ここについては大きな恵庭市の魅力、そこをしっかりと確保していくことが、この指導要綱の中で守らなければならないということだと理解しました。今回は、四つ外的要因によって見直し、230平方メートルから200平方メートルに小さくなりましたが、本市の特質を守るという部分においては、いかなる外的要因があっても、その部分をしっかりと確保していくという考えがなければ、そもそも指導要綱の意味はないと思います。そこについての今後のお考えについて伺います。</p>
早川企画課長	<p>⑪ ⑫やはり専用住宅の推進という部分に関しては、国の政策がゆえに、なかなか市としてどう推進していけばいいのかという課題解決については難しいのかなと思いましたが、そう考えると、問題整理をした上でも今後の取組として具体的なものが見えてこないと感じています。例えば家賃補助や改修の部分の補助といった部分を、仮に市で独自の政策として進めていくとか、そういうことも含めて検討する余地はあるのかについて、最後、伺います。</p>
西岡まちづくり推進課長	<p>⑫ ⑬PFIの一般住宅への売り出しの部分に関しては、先ほどの宅地面積の部分でもしっかりと指導要綱の部分が確保されていると思いますので、こちらについてはそれを確認できたので、答弁はよろしいです。</p>
井上まちづくり整備課長	<p>⑬ KPIは現在、内部で検討中で、第2期でも毎年の数値を出して、達成度効果を検証してきていますが、このような検証結果も踏まえ、これから庁内協議等も行いながら、KPIを作成し、恵庭創生懇談会での意見も踏まえながら、実効性のある総合戦略を策定していきたいと考えてます。</p> <p>⑭ 指導要綱においては230平方メートルという基準は残っており、いろいろな理由があった場合は200平方メートルに読み替えることができるということです。そういった意味から、考え方に関しては今後社会や経済状況の変化においては、また見直しされる可能性があると考えています。</p> <p>⑮ セーフティネット住宅は、公的支援を補っていくところで推進していきましようといったところがあります。メリットだけではなくデメリットも減らしていかなければならないといったところもあり、専用住宅とすることによって家賃の低廉化の補助が受けられるといったところがあります。現時点でセーフティネット専用住宅に登録できそうなところが、今回ヒアリングではありませんでしたが、今後、専用住宅として登録したいといったところがあってもいいように、まず専用住宅としての制度要綱を策定していきながら、少しずつ成功事例を設け、進めていきたいと考えています。独自制度の部分については、こういった部分も考慮しながら進めていきたいと考えています。</p>
<p>14時00分 休憩</p> <hr/> <p>14時10分 再開</p>	

市川委員	<p>① 資料③総合計画の実施計画で、生活改善要望事項という項目について、6年で実施計画を一応切っています。この切った理由について、今までの4、5、6年の進捗の状況がなかなかつかめないところがあるが、なぜそこを見極めて、6年度で実施を切ったのかということが分かれば伺います。</p> <p>② 資料⑥様々な環境変化があって住宅の建築費が上がっているということで、移住定住するには非常にこの金額が大きいのしかかります。恵庭のまちづくりを進めていくときに、恵庭の特色あるまちづくりという中での宅地の部分を一般質問で訴えてきました。端的に面積を小さくすればいいということではなく、問題はそのまま坪数を小さくすることにより、冬場の除排雪の場所がないという状況が地区によっては生まれてくると思います。やはり恵庭の今のまちづくりを進めるときに、この辺については慎重にするべきと考えます。その辺を含め、考え方をもう一度伺います。</p> <p>③ 資料⑩恵央団地の建替基本計画の中で計画的になるべく早く進めようということで進んできました。建替構想の中でも、柏陽地区の整備計画については概要的な話が今まであり、特に残りの宅地の部分4.6ヘクタールについても、建替基本計画の中でも話がありました。当初、説明があった中では、住んでいる方の理解を得ながら、なるべく早く移動をかけるというのが今実際に進んだ状況です。地域のコミュニティの部分、解体がある程度終わる時期かと思いますが、なるべく早く進めていくということが重要であるし、特に住宅ゾーンも並行してやっていくことが必要だと思います。その辺も含め、今後の基本構想のスケジュールと、住宅地ゾーンのスケジュールを伺います。</p>
横道副市長	<p>① 地域から様々なご要望がずっとあり、經常予算の中ではなかなか改善できないということで、緊急性のあるところから進めていきましたが、令和4年から令和6年にかけて、概ね1年間、道路・公園等を含めて1億円程度の予算を集中的につけて、改善していこうということで、3年間の計画としているところです。まだ新しい要望もたくさん出てきていますし、工事費等も上がってきており、全て改善できるかどうかというところもありますので、しっかり3年間の実績を検証し、また改めて検討していきたいと考えています。</p>
西岡まちづくり推進課長	<p>② 開発行為にかからない1,000平米未満の開発においては、その基準がありませんので、1敷地あたり735平米ぐらいの非常に低い宅地が増えてきて、除排雪をどうするかといったことが確かにあります。</p> <p>住宅地を開発するにおいては、恵庭市らしい町並みを確保するためには概ね200平米という基準は守っていかなければならないと考えています。</p>
井上まちづくり整備課長	<p>③ 複合施設のスケジュールは、資料11ページに参考としてPFI手法を用いたスケジュールを今回お示ししています。今回、恵央団地でもこの手法で事業者を選定しましたが、PFI事業については事業者の選定までPFI法</p>

	<p>に基づいた手続き等を設けるため、かなり長めとなっており、昨年策定した建替基本計画の改訂版よりも、1年以上遅れるスケジュールとなっています。建替基本計画の中ではリース方式で考えていましたが、えにあすのリース方式とは違い、整備にかかる補助金を充当する可能性もあるため、様々な手法の中で、市にとってどのようなものが有効か考えながら、建替基本計画の中でスケジュールも組んでいきます。PFI法に基づくスケジュールであると遅くなってしまうため、PFI法によらない従来手法のものになるのか、PPP手法になるのか、事業が早く展開できる形でどういったものができるのか、基本計画の中で進めていきたいと考えています。民間事業ゾーンのスケジュールは、建替基本計画の中でも第3段階となっています。第3段階は、まだ入居されている入居者の方については、新設借上型市営住宅が建った後に移転される方がほとんどです。まだ現時点では見えないところですから、昨年度策定した民間事業ゾーンのスケジュール通りに動いていきますが、今後のスケジュールがどう動くかによって早くなると考えています。</p>
市川委員	<p>④ ①3年間を見た中で、さらに新たな要望が地域町内会から上がってきているということもあり、その辺も含め検証しながら、どのようなことができるか伺います。</p> <p>⑤ ②様々な環境が変わっているので、変えていかなければいけないということは理解できます。ただ、基本的な部分をきちんとしなければ、後々、地域に住んだ方の部分で様々なことが起きると思います。除雪の関係も場所がないから道路に出すという結果にもなっていきます。面積を小さくするのであれば、入ってもらう方にも理解していただきながらまちづくりを進めていくという方向づけをしていただきたいと思います。何か答弁があれば伺います。</p> <p>⑥ ③複合施設は壊した後2年間もそのまま何も手掛けられないというのでなく、構想の後、基本計画をすぐ進めなければ縮小がされません。その部分を早く進めることにより、次の住宅地も早く進めることになると思います。なるべく早期に構想から計画、計画から実施と短縮できるような仕掛けをお願いします。様々なチャンスが恵庭に来ていますから、逃がさないためにもせっかくある用地を活用していかなければと思い、答弁があればお願いします。</p>
井上まちづくり整備課長	<p>⑥ 確かに更地となる期間が続くのは環境的にも良くないと考えています。現時点では、複合施設の基本計画は新年度早々から進めていきたいところですが、新年度予算でやるところをどれだけ短くできるか、財政部局や管財・契約課等とスケジュール調整をしていきながら、少しでもこの事業が早く進む形で進めていきたいと考えています。</p>
西岡まちづくり推進課長	<p>⑤ 本市の特性を生かした後、冬の雪の堆雪スペース等を考慮すべきだということで、開発行為の指導の中ではなるべく広く敷地を保っていただけるように指導していきたいと考えています。</p>

<p>岡田企画振興部理事</p>	<p>⑤ 開発指導要綱について補足説明をさせていただきます。開発指導要綱は基本的に1,000平米以上の開発が起きるときに、最低限守っていただきたいルールを指導要綱という形でお願いしているものです。恵庭市の状況、それからほかの町の状況は課長から説明した通りであります。ほかの町ではかなり小さな宅地規模にしていますが、恵庭では基本的には守っていただきたいお願いをして、例えば周辺道路の開発を開発者がやらなければいけない、あるいは埋蔵文化財などがあり緑地を残さざるを得ない、いろいろなことを総体的に考えて、どうしても230を切りたい場合には、やむを得ないという形にしているところであり、どんどん小さな面積を認めているというわけではありません。今後とも、230平米については最低基準として、むしろそれをベースに道の駅の裏側の開発のように、より広い宅地で任意のルールで景観ルールをつくる開発者も出てきていますから、恵庭らしさ、恵庭の住宅の素晴らしさを開発者にも理解していただき、より進めていくような相談体制、指導体制をとっていきたいと思います。</p> <p>1) 報告事項 終了</p> <p>2) その他所管事務調査について</p> <p>【質疑】</p>
<p>新岡委員</p> <p>渡邊企画課主幹</p>	<p>① 日本医療大学の留学生別科の件で以前も確認させていただいた経緯があります。現時点において外国人留学生の人数やその現況について伺います。</p> <p>① 今年6月の総務文教常任委員会において、7月に5名の技能実習生、9月は13名の留学生が入国予定と報告したところであります。その後の状況について、技能実習生については中国人が2名、ミャンマーから3名が8月に入国し、日本語や介護の勉強がスタートしています。約2か月間勉強し、現在は東京や道内へ移り、介護施設の仕事に従事されていると報告を受けています。留学生は、9月に日本に入国され、現在中国人の男性3名と中国人の女性3名、それとネパール人の女性6名が在籍し、その他に韓国人女性1名が札幌から留学生別科に通っている状況です。この留学生は、来年4月まで日本語検定に合格した後に、大学の試験を受けて合格すると、大学に進学できるということから、現在、留学生別科において勉学に励んでいるところです。また恵み野キャンパスにある寮については女子寮であるため、中国人男性3名については、市内のアパートから学校へ通っている状況です。</p>
<p>新岡委員</p>	<p>② 留学生別科と言いながらも技能実習生や留学生がいたこともわかりました。今、多文化共生を進めている中で、こういった方々との連携を現在進めているのか、市の今後の進め方についても伺います。</p>

菅原企画課主幹	<p>② まずは、学校で学んだ日本語を使ってコミュニケーションを練習したりとか、あるいは町内会・自治会など、市民との交流の促進という観点で、恵庭市で行っている日本語ひろばえにわなどを案内しています。今後の取組については、学生さんも授業が9時から6時までであったりとか、門限が9時までというところもあり、なかなか参加も難しいかと思いますが、開催の日時なども検討し、日本語ひろばえにわで力を入れてくださっているボランティアとも相談しながら考えていきたいと思っています。</p> <p>2) その他所管事務調査について 終了</p> <p>●日程4. 企画振興部関連 終了</p> <p style="text-align: center;">1 4 時 3 5 分 休憩</p> <p style="text-align: center;">1 4 時 3 6 分 再開</p> <p>●日程5. 教育部関連</p>
佐々木教育総務課長 堀越教育施設課長	<p>1) 報告事項</p> <p>資料説明⑪ 令和4年度 恵庭市教育委員会点検評価報告書について</p> <p>資料説明⑫ アスベスト含有煙突用断熱材（定期点検）について</p>
新岡委員	<p>【質疑】</p> <p>① 資料⑪自己評価がBとなっています。Bというのは想定通り達成、概ね順調に進捗としています。何をもってこのような評価になったか伺います。</p> <p>② 部活動のあり方に関する方針に基づいて、ここの評価は各学校がきちんと取り組まれているかが重要な観点と思い、そこの評価について伺います。</p>
佐々木教育総務課長	<p>① 令和4年度は、在校等時間の記録をして、その実態を把握するとともに、教職員向けに働き方ニュースなど周知を行うことで、教職員の意識啓発、意識醸成を図っているところです。</p> <p>② 部活動のあり方に関する方針に基づき、週2日以上休業日を設けること、少なくとも平日1日、土日1日は少なくとも1日休日を設けること、それと平日は2時間、休日は3時間の活動時間とすることとされていますが、各学校からの報告をいただいたところ、概ねこの時間を達成できているということから、概ね達成できたものと評価しています。</p>
新岡委員	<p>③ ①働き方改革推進計画の中では、勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実とあり、その中では確かに答弁の中にあつた在校等時間の客観的な計測、記録、公表については粛々と取り組んでいると思いますが、そ</p>

	<p>の計測結果をもって学校運営体制をどのように充実させていくかというところも重要な観点となっており、その取組もセットでなければ評価にはならないと思います。報告の中では、自己評価の部分で計画の達成状況というところでは、計測した結果、経年的などれだけの勤務時間の削減がされているのかなど、客観的な数字を載せた上で、しっかり評価していただく、外部委員の方にも見える形で、そういった取組をしなければならないと思いますが、そこについての考えを再度伺います。</p>
佐々木教育総務課長	<p>④ ②部活動に関しては、なかなか曖昧な運用になっているのではないかと考えています。本当に方針通り休息日をしっかり各学校取られているのか、学校からの報告だけを持って確認するのではなくて、市教委もしっかりその確認を能動的に行っているのか、その取組について再度伺います。</p> <p>③ こちらについては、令和4年度から公表しており、令和4年の4月から6月と、令和5年の4月から6月を比較すると、ほんのわずかではありますが小学校においては2時間34分の減、中学校においては2時間12分の減と、微々たるものかもしれませんが、教職員の在校等時間については若干の減少が見られます。やり方についても、アンケート等も実施していますが、学校においても働き方改革を十分意識し取組を進めています。また各教員についても、これは個人的な努力の部分も大きいと思いますが、個人的な努力によって、在校等時間を減らしている部分も見られます。</p> <p>④ 部活動指導員を3名配置しています。その中で、数字的に何時間という部分は押さえてはいませんが、部活動指導員の導入により、在校等時間をある程度減らすことができたというアンケート調査もありますので、そういった部分も相まって取組を進めてまいりたいと思います。部活動の活動内容ですが、学校からの報告によれば、一応時間通り行っているという報告をいただいています。能動的に進めるべきだということですので、その部分も検討をしながら見させていただきたいと思います。</p>
新岡委員	<p>⑤ 働き方改革、教員の労働時間短縮に向けての取組については、その成果も含めて今まで個別、決算などで質疑を重ねてきたところです。その中では、やはり成果が上がっていないのではないかとこの感覚を持っています。そのときの答弁でもそのような内容だったと理解しています。やはり評価として、想定通り達成、概ね順調に進捗としてしまう違和感はどうしても否めません。やることはやっている、けどもその後の成果が客観的な数値になって表れていなければ、やはり評価としてBという評価には当たらないと思います。なかなか諸問題があって、一足飛びに教員の勤務時間が減るということは、実際問題難しいのかもしれませんが、正当な評価を与えなければ、今後の取組にも大きく影響してくると思います。このままでいいという認識にもなりかねないと懸念します。ここの捉え方、今後の取組も含めて、市教委として</p>

佐々木教育総務課長	<p>のお考えを最後に伺います。</p> <p>⑤ 働き方改革の部分については、数字的には確かに大きく表れてきてはいますが、少しでも在校等時間を減らすような取組を進めていかなければならないと考えています。評価として、Bという評価が適切かどうかという部分も確かであろうかと思えます。自己評価でBとしていますが、働き方改革は正直難しい部分は当然ありますが、これをもって良しとは考えていませんので、今後ともこの取組については引き続き努力して参りたいと考えています。</p> <p>1) 報告事項 終了</p> <p>2) その他所管事務調査について</p>
太田委員	<p>【質疑】</p> <p>① 学校図書館における新聞の取り扱いについて、小学生は授業の中で新聞を読む单元もありますが、身近なニュースを教材として取り入れて、教科書にとどまらない幅広い興味・関心・意欲を育てていくためにも、新聞を活用した学びが必要であると私自身は考えていますが、読書推進課としてはどのような考えをお持ちなのか、現状取り組んでいることが何かあれば伺います。</p>
藤井読書推進課長	<p>① 新聞については、それぞれの学校で授業での活用などをしていただいているところですが、学校図書館活動推進協議会においても司書教諭や学校司書などを対象に、毎年合同研修会を実施しておりますので、推進協議会において、新聞の有効な活用方法について研修会の開催も検討したいと考えています。</p>
太田委員	<p>② それぞれの学校で授業など活用されてるということではありますが、学校、司書によって活用状況がだいぶ違ってくるのではないかと思いますので、合同の研修会はとても大事だと思います。様々な評価や領域において新聞を活用するのであれば、学習に使うのは1紙だけではなく、新聞を複数紙配置することも、検討が必要なのではないかと思いますが、現在の学校図書館での新聞の配備状況と今複数紙配置しているところがもしあれば教えてください。</p>
藤井読書推進課長	<p>② 小学校は8校中7校、中学校は5校中5校で、新聞を配備しており、うち小学校2校については2紙配備している状況です。</p>
太田委員	<p>③ 新聞だけではなく、数多くのメディアから子どもたちは今膨大な情報を得ていて、その中から適切な情報を選び、それを処理して活用できる情報活用能力を育成していくことが大事だと思います。そのためにも学校の図書館と読書推進課と図書館とで連携して、子どもたちの学習環境の向上に努めていただきたいと思います。1回目の答弁で研修会を開催するとのことですが、学校の司書だけではなく、指定管理者の図書館流通センターの職員や司書も対象にして、新聞を活用する学習について一体的に取り組むことは可能かど</p>

<p>藤井読書推進課長</p>	<p>うか、最後に伺います。</p> <p>③ 指定管理者である図書館長も推進協議会のメンバーとなっていますので、指定管理者の職員も研修に参加させることができるかについて、今後検討していきたいと考えています。</p> <p>2) その他所管事務調査について 終了</p> <p>●日程 5. 教育部関連 終了</p> <p>(理事者・執行部退席)</p> <p>【委員間協議】</p> <p>●日程 6. 閉会中の所管事務調査項目について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏陽・恵央地区現地調査 <p>●日程 7. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陳情第 1 1 号に関わる意見案の案文調整について
<p>小橋委員長</p>	<p>陳情者から意見書の参考例が提出されています。この意見書に関して、どのように取り扱うかを協議したいと思いますが、何かご意見ございますか。</p>
<p>市川委員</p>	<p>それぞれ前回の陳情と中身が少し変わった状況になっていますが、精査された形と思います。委員長の権限の中で、ある程度どういう取り扱いにするか一任させていただければと思いますが、委員の皆様から何か質疑があれば受けたいと思います。</p>
<p>小橋委員長</p>	<p>この件に関して、ご意見を伺います。</p>
<p>太田委員</p>	<p>よろしいです。</p>
<p>新岡委員</p>	<p>一任します。</p>
<p>生本委員</p>	<p>委員長に一任します。</p>
<p>三上委員</p>	<p>一任でお願いします。</p>
<p>石井委員</p>	<p>一任でお願いします。</p>
<p>小橋委員長</p>	<p>全員が委員長一任というご意見をいただきましたので、この陳情者の文言を使用していきたいと思います。意見案に関しては、恵庭市議会申合せ事項第 8 条第 1 項の規定により、総務文教常任委員会が各会派との意見を調整して、原案をもとにして、議会運営委員会に諮って上程する流れになって参ります。同申合せ事項第 8 条第 4 項及び第 5 項の規定によって、各会派代表者が提出者となり、提案者は各派代表者の輪番制となるものであります。要は議員提案ということになります。総務文教常任委員会に所属していない会派、</p>

大西事務局長	<p>民主・春風の会に対して、この意見案の上程に関わる説明及び案文の調整をしていきたいと思ひます。以上の調整を私のほうで行い、本定例会の最終日前の議運までに、しっかりと上程できる形にしていきたいと思ひますので、皆さんよろしいですね。</p> <p>全会派一致になりましたら、輪番で行いますので、この読み上げは、民主・春風の会となりますことから、そこもご承知いただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>委員長が閉会を告げる。</p> <p>(15時00分 終了)</p>
--------	---